

第7期鳥栖市障害福祉計画・ 第3期鳥栖市障害児福祉計画

令和6年3月

鳥 栖 市

ごあいさつ

まず始めに、今年の1月1日に発生した令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様、また、ご家族、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。現地では、今も多くの皆様による復興作業が熱心に続けられています。この震災により、改めて災害に対する備え、絆や助け合いの大切さを認識するとともに、障害福祉事業所が被災した場合の業務継続体制の取り組みの重要性を再確認いたしました。



さて、我が国の令和3年度末時点の障害者手帳所持者数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）491万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）121万人、精神障害者（精神障害児を含む。以下同じ。）126万人となっております。

本市においては、令和4年度末時点の障害者手帳所持者数は、身体障害者2,633人、知的障害者688人、精神障害者804人となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数については、平成28年度と比較して約1.5倍と増加傾向にあります。地域共生社会の実現に向け、障害のある方の地域生活を支える施策及び就労支援体制の強化、障害のある方への理解促進などの充実が必要です。

このことから、第5期鳥栖市障害者福祉計画で掲げた基本理念「障害のあるなしに関わらず、すべての市民が安全・安心にともに暮らせる『地域共生社会』の実現」に向け、国の施策との整合を図りながら、障害福祉サービスの数値目標や方策を定める「第7期鳥栖市障害福祉計画・第3期鳥栖市障害児福祉計画」を策定いたしました。この計画では障害のある方やその家族の生活に安定的かつ継続的に障害福祉サービスを提供するために、令和6年度から令和8年度までの今後3年間の成果目標及びサービス等の見込量を設定しております。

障害のある方がご自身の有する能力と適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、一層の障害福祉施策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました障害福祉計画策定委員会委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

鳥栖市長 向門 慶人

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の策定期間	2
4	計画の策定体制	2
5	計画の推進・点検・評価	2

第2章 鳥栖市の現状

1	身体障害者の現状	3
2	知的障害者の現状	4
3	精神障害者の現状	6

第3章 令和8年度の成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	7
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3	地域生活支援の充実	9
4	福祉施設から一般就労への移行等	10
5	障害児支援の提供体制の整備等	11
6	相談支援体制の充実・強化等	12
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13

第4章 各種サービスの見込量

1	障害福祉サービスの見込量	14
(1)	訪問系サービス	14
(2)	日中活動系サービス	16
(3)	居住系サービス	19
(4)	相談支援	20
2	障害児サービスの見込量	22
3	地域生活支援事業の見込量	25

資料編

1	用語の解説	32
2	鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱	35
3	鳥栖市障害者福祉推進会議設置要綱	36
4	第7期鳥栖市障害福祉計画・第3期鳥栖市障害児福祉計画策定委員会 委員名簿	38
5	第7期鳥栖市障害福祉計画・第3期鳥栖市障害児福祉計画策定の経過	39

◇ 障害の「害」の表記について

国の障がい者制度改革推進本部では、法令等における表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示されました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。

様々な検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討をしながら、適切な表記について協議していきたいと思ひます。

1 計画の策定にあたって

鳥栖市障害福祉計画及び鳥栖市障害児福祉計画の策定

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に沿って、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の体制と確保に関する計画の策定に努めることとされています。

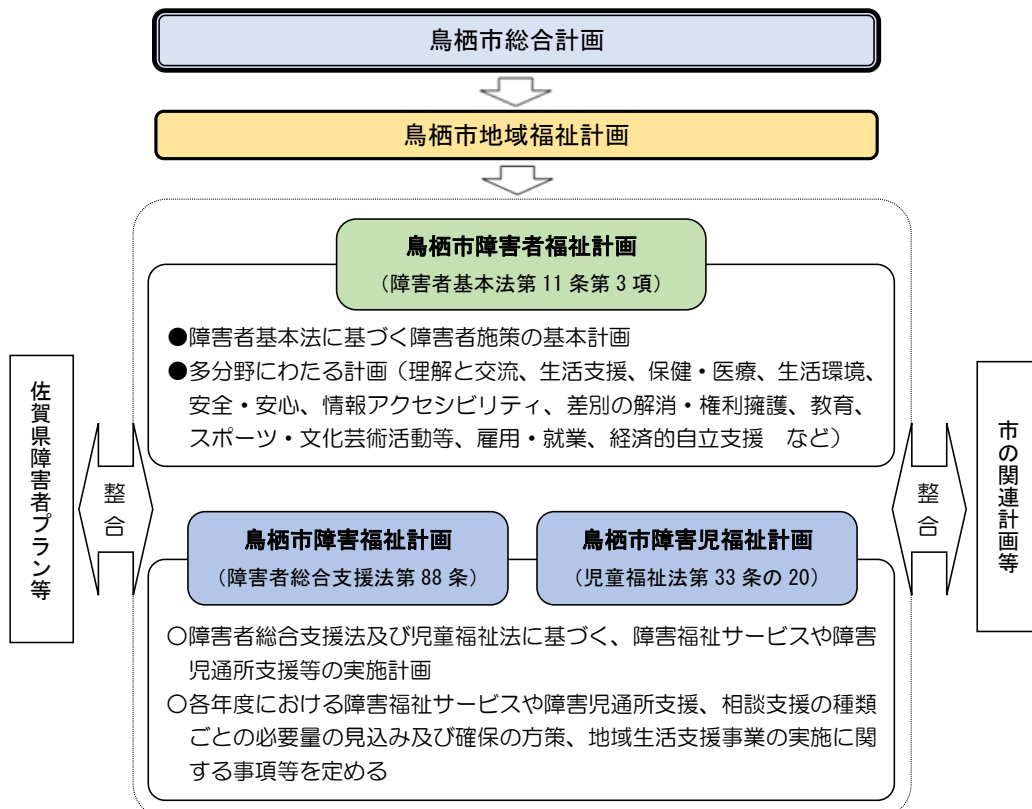
1 計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者福祉計画の中の「生活支援」に係る障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する計画です。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画」や「鳥栖市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の策定期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(第3期)		障害者福祉計画(第4期)				障害者福祉計画(第5期)						
(第3期)	障害福祉計画(第4期)			障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)		障害福祉計画(第6期) 障害児福祉計画(第2期)		障害福祉計画(第7期) 障害児福祉計画(第3期)				

4 計画の策定体制

○策定委員会等の設置

本計画の策定を行うにあたり、福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部門で構成する「鳥栖市障害者福祉推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者及び市民の代表者で構成する「鳥栖市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ねました。

5 計画の推進・点検・評価

本計画を地域の実情に応じた実効性のある計画として推進するには、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所、教育機関、医療機関等の様々な関係機関との連携が必要になってきます。このため、地域の課題を解決していくためには、今後ますます鳥栖・三養基地域自立支援協議会が果たす役割が重要になってきます。

また、障害児支援の体制整備については、障害児の早期発見・支援を進めるために、子育て支援担当部局や児童発達支援センターなどの関係機関との連携体制を強化していくことが必要になってきます。

このように、本計画の推進にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、施策・事業の成果を点検・評価して、必要に応じてその充実や見直しを行っていきます。

本計画に掲げている各種事業・施策の点検・評価にあたっては、進捗状況を定期的に分析、把握し評価するとともに、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関に意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

2 鳥栖市の現状

Ⅰ 身体障害者の現状

(Ⅰ) 身体障害者手帳の所持者数

本市の身体障害者手帳所持者は令和5年3月末現在2,633人で、うち65歳以上の高齢者が1,880人で全体の71.4%を占めています。

重度障害者（1、2級）は1,171人で、全体の44.5%を占めています。

(単位：人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18～64歳	12	16	3	2	3	3	39
	65歳以上	43	38	7	13	11	4	116
	合計	55	55	10	15	14	7	156
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	1	7	0	2	0	4	14
	18～64歳	3	9	7	9	1	13	42
	65歳以上	4	21	25	47	3	63	163
	合計	8	37	32	58	4	80	219
音声・言語 障害	18歳未満	0	1	0	1	0	0	2
	18～64歳	1	1	12	11	0	0	25
	65歳以上	0	1	0	1	0	0	2
	合計	1	3	12	13	0	0	29
肢体不自由	18歳未満	19	6	1	0	0	3	29
	18～64歳	99	65	53	67	77	46	407
	65歳以上	137	184	154	289	195	49	1,008
	合計	255	255	208	356	272	98	1,444
内部障害	18歳未満	14	0	2	1	0	0	17
	18～64歳	122	3	16	49	0	0	190
	65歳以上	360	3	93	122	0	0	578
	合計	496	6	111	172	0	0	785
合計	18歳未満	34	15	3	4	0	7	63
	18～64歳	236	93	82	136	81	62	690
	65歳以上	545	248	288	474	209	116	1,880
	合計	815	356	373	614	290	185	2,633

※令和5年3月末現在

資料：福祉行政報告例

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の等級別身体障害者手帳所持者数の直近5か年における推移は下表のとおりで、令和元年度の手帳所持者数の精査以降、身体障害者手帳所持者数の推移はほぼ横ばいとなっています。

(単位：人)

等 級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	875	795	802	813	815
2 級	429	378	369	357	356
3 級	430	383	377	372	373
4 級	681	601	615	600	614
5 級	306	284	289	287	290
6 級	202	180	177	175	185
合 計	2,923	2,621	2,629	2,604	2,633

※各年度末現在

資料：福祉行政報告例

2 知的障害者の現状**(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移（直近5年）**

本市の療育手帳所持者は、令和4年度末現在688人（総人口の0.9%）で、緩やかな増加傾向にあります。

障害程度別で見ると、重度のA判定よりも軽度のB判定が多く、全体の63.0%を占めています。

(単位：人)

障害程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	238	248	249	253	254
B判定	394	402	432	435	434
合 計	632	650	681	688	688

※各年度末現在

資料：佐賀県総合福祉センター

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（直近5年）

平成30年度から令和4年度までの推移を見ると、緩やかな増加傾向にあります。近年、65歳以上の療育手帳所持者数は横ばいですが、18歳以上65歳未満の増加率が高くなっています。

(単位：人)

年齢別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	161	164	182	180	172
18歳～64歳	409	417	430	439	447
65歳以上	62	69	69	69	69
合 計	632	650	681	688	688

※各年度末現在

資料：佐賀県総合福祉センター

3 精神障害者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級はほぼ横ばい状態ですが、2級、3級は増加傾向にあります。全体で見ると、210人（35.3%）増加しています。

（単位：人）

等 級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	42	42	36	40	40
2 級	348	390	394	441	477
3 級	204	228	242	258	287
合 計	594	660	672	739	804

※各年度末現在

資料：佐賀県精神保健福祉センター

(2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（直近5年）

年齢階層別にみると、各年度とも40歳代が最も多くなっています。また、平成30年度からの推移では、10歳代の増加率が最も高くなっています。

（単位：人）

年齢別	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10 歳未満	31	31	31	28	25
10 歳代	64	81	88	99	118
20 歳代	62	66	73	83	95
30 歳代	88	92	82	86	96
40 歳代	128	142	149	166	178
50 歳代	106	115	121	142	158
60 歳代	76	93	89	88	88
70 歳代	29	31	34	41	42
80 歳代	8	7	4	6	4
90 歳以上	2	2	1	0	0
合 計	594	660	672	739	804

※各年度末現在

資料：佐賀県精神保健福祉センター

3 令和8年度の成果目標

第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画（以下、「前計画」という。）では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

Ⅰ 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者（64人）の6%（4人）を地域生活へ移行すること及び令和元年度末現在の施設入所者の1.6%減の2人の削減を目標としていましたが、令和4年度末までの地域生活移行者は0人でした。

本計画では、引き続き、グループホーム等の利用促進や訪問系・日中活動系サービスの利用により、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和4年末時点における施設入所者（67人）の6%以上（5人）を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上（4人）削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和4年度末の施設入所者数	67人
	令和4年度末までの削減数	0人
	令和4年度末までの地域生活移行者数※	0人
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	63人
	令和8年度末までの削減数	4人
	令和8年度末までの地域生活移行者数※	5人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、保健・医療・福祉関係者との連携強化を図ってきました。

今後も、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会において協議を重ねながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

活動指標	第6期 (見込み)	第7期 (見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回/年)	4	4	4	4
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (人/年)	56	56	56	56
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数 (回/年)	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数 (人/月)	1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数 (人/月)	1	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数 (人/月)	60	63	66	69
精神障害者の自立生活援助の利用者数 (人/月)	1	1	1	1
精神障害者の自立訓練 (生活訓練) (人/月)	10	12	12	12

3 地域生活支援の充実

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の地域生活支援を推進する観点から、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の基本指針では令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とすることとされています。また、強度行動障害を有する者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要とされています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本市では、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等における議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら、面的整備による地域生活支援拠点等の構築を進めてきました。

今後も、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等において、地域生活支援拠点の機能充実に向けた運用状況の検証と検討を行いながら、その機能充実を図ります。

成果指標・活動指標	第6期 (見込み)	第7期 (見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数（か所）	1	1	1	1
コーディネーターの配置（人／年）	2	2	2	2
運用状況の検証及び検討の実施回数（回／年）	4	4	4	4

※鳥栖市においては、面的整備を行っています。そのため、1か所と表記しています。
面的な整備…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和5年度における年間の一般就労への移行者数の目標を13人と設定していましたが、令和4年度の一般就労移行者数は6人となっています。本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上(12人)にすること、また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所の数を本市にある就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行者数等		
前計画の実績	令和4年度の年間一般就労移行者数	6人
本計画の目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数 (令和3年度実績の1.28倍以上)	12人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	(5人)
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	(5人)
	(うち就労継続支援B型事業所利用者数)	(2人)
	就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1か所

(2) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(12人)のうち、7割(9人)が就労定着支援事業を利用することを見込みます。また、就労定着支援事業所についても、国の指針に基づき、就労定着率が7割以上となる事業所を全体の2割5分以上とすることを目標に掲げ、市内の就労定着支援事業所2か所を対象とします。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着支援事業所数		
本計画の目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	9人
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	2か所

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

本市では、障害児に対する専門的な支援の確保という観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努めてきました。現在、児童発達支援センターが市内に1か所、保育所等訪問支援事業所が市内に4か所整備されており、国の基本指針で示された障害児の地域参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、市内に2か所ずつ整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、保健・医療・福祉・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の子ども部会に医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループを設置しています。

今後もこのワーキンググループにおいて、医療的ケア児支援に関する課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

成果指標	第6期 (見込み)	第7期 (見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	2	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	2	2	2	2
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（か所）	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	1	1	1	1

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図り、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続していきます。

(2) 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談部会において地域の相談機関との連携強化の取組を行います。

活動指標	第6期 (見込み)	第7期 (見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有	有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)	3	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	1	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	4	4	4	4
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善(事例検討実施部会数)	6	6	6	6

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	第6期 (見込み)	第7期 (見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数見込み (人/年)	2	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用した事業所や関係自治体との共有回数(件/年)	1	1	1	1

4 各種サービスの見込量

Ⅰ 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

（Ⅰ）訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	122	132	135	140	145	150
利用時間 （時間／月）	1,438	1,459	1,520	1,580	1,640	1,700

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障害のある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	2	3	3	3	4	4
利用時間 （時間／月）	352	619	720	720	850	850

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	16	16	16	16	16	16
利用時間 （時間／月）	118	130	155	171	171	171

④ 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	12	14	14	16	17	18
利用時間 （時間／月）	142	129	129	153	163	173

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

佐賀県内に事業所がないため、見込みを0としています。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0
利用時間 （時間／月）	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス**① 生活介護**

常時介護が必要である障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	122	120	120	123	124	125
利用日数 （人日／月）	2,253	2,212	2,300	2,360	2,380	2,400

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	2	0	2	2	2	2
利用日数 （人日／月）	21	0	21	21	21	21

■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	19	11	11	13	13	13
利用日数 （人日／月）	106	95	95	119	119	119

③ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスで、令和7年10月からの施行が予定されています。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／年）					5	10
利用日数 （人日／年）					50	100

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	33	36	36	40	44	48
利用日数 （人日／月）	272	271	217	320	352	384

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	126	136	146	158	170	184
利用日数 （人日／月）	1,967	2,172	2,400	2,679	2,892	3,121

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に関わることができなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	238	240	247	255	262	270
利用日数 （人日／月）	3,463	3,416	3,833	3,938	4,043	4,148

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	8	7	8	8	9	9

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	29	30	31	31	32	32

⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	24	20	21	23	25	27
利用日数 （人日／月）	38	53	60	66	72	78

（3）居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	0	0	1	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	144	156	164	172	181	190
うち重度障害 者の利用者数 （人／月）	18	16	18	19	20	21

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	71	67	66	65	64	63

（４）相談支援

① 計画相談支援

障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるように、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを考慮し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人）	650	677	680	708	738	768

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	2	2	2

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	2	2	2

2 障害児サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

① 児童発達支援

未就学の障害児について、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	205	243	243	245	247	249
利用日数 （人日／月）	1,382	1,575	1,696	1,707	1,717	1,728

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。
佐賀県内に事業所がないため、見込みを0としています。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	0	0	0
利用日数 （人日／月）	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	0	0	1	2	2	2
利用入日数 （人日／月）	0	0	5	10	10	10

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	10	17	21	26	32	39
利用入日数 （人日／月）	17	31	37	48	59	72

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人／月）	407	459	530	619	723	844
利用入日数 （人日／月）	4,796	5,222	6,562	7,665	8,954	10,459

⑥ 障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 （人）	681	771	840	932	1,044	1,174

3 地域生活支援事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

（１）理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

小中学校や市民・企業、福祉関係の学生などを対象に、障害特性を分かりやすく解説するとともに、障害者や福祉関係業務等の理解を深めるための教室や研修を開催します。

また、当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めるイベントを行います。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教室等開催回数	（回/年）	4	4	4	4	4	4
イベント開催回数	（回/年）	1	1	1	1	1	1

（２）自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

障害者等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動等を支援します。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ピアサポート	回数 （回/年）	10	10	10	10	10	10
	延べ人数 （人/年）	95	108	113	118	123	128

(3) 相談支援事業

障害者や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した障害者差別解消支援地域協議会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。また、鳥栖・三養基地区虐待防止センターを活用し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。

区 分		32.4		第6期 (見込み)	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業実施箇所数	(か所)	1	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会設置箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
利用件数	(件/月)	723	657	650	660	670	680

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。

区 分		第6期（実績）		第6期 (見込み)	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市長申立て利用実人数	(人/年)	2	3	4	5	6	7
報酬助成利用実人数	(人/年)	2	2	4	4	5	6

(5) 意思疎通支援事業

点訳や音訳のほか、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会への委託により、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、事業の周知を図ります。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣回数	（回/年）	5	12	35	35	35	35

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援 用具	（件/年）	8	2	12	12	12	12
自立生活支援用具	（件/年）	8	9	22	22	22	22
在宅療養等支援 用具	（件/年）	9	8	22	22	22	22
情報・意思疎通 支援用具	（件/年）	11	13	15	17	17	17
排せつ管理支援 用具	（件/年）	1,347	1,369	1,390	1,412	1,434	1,456
住宅改修	（件/年）	0	1	3	3	3	3

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行う事業です。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養成講座開催回数	（回/年）	47	47	47	47	47	47
利用実人数	（人/年）	11	4	20	25	25	25

(8) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障害者に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	10	12	17	19	21	23
利用実人数	（人/年）	19	24	27	32	37	43
利用延時間数	（時間/年）	980	1,085	1,495	1,749	2,046	2,394

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行うサービスです。

本市内には、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練等を提供するⅡ型（鳥栖市身体障害者福祉センター）があります。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センターⅡ型	（か所）	1	1	1	1	1	1

(10) 福祉ホーム事業

住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行うサービスです。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	（人/月）	1	1	2	2	2	2

(11) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障害者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	（人/年）	3	3	4	4	4	4
利用延日数	（回/年）	398	386	441	516	516	516

(12) 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	25	26	21	26	27	28
巡回延回数	（回/年）	250	250	250	265	280	295

(13) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	8	11	18	20	22	24
利用実人数	（人/年）	32	43	41	47	54	62
利用延日数	（日/年）	934	1,216	1,118	1,285	1,478	1,700

(14) 社会参加促進事業**（自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業）**

障害者の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区 分		第6期（実績）		第6期 （見込み）	第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	（人/年）	7	6	7	7	7	7

資料編

1 用語の解説

● 【あ行】

▶ 医療的ケア

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

● 【か行】

▶ 基幹相談支援センター

地域における障害者に対する相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者が地域で安心して暮らせるように、障害者のさまざまな相談に対応し、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

▶ 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

▶ 権利擁護

知的障害、精神障害や認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすること。

● 【さ行】

▶ 児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

▶ 社会的障壁

障害者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

▶ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望・就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

▶ **情報（ウェブ）アクセシビリティ**

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

▶ **障害者虐待防止センター**

障害者虐待に関する通報及び相談の窓口となる機関をいう。障害者虐待防止法は、障害者虐待を発見した者に対して自治体へ通報する義務を課しており、障害者虐待防止センターは 24 時間体制でこれらの通報を受け付けている。

▶ **障害者差別解消支援地域協議会**

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される協議会。

▶ **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により 1 級から 6 級がある。

▶ **精神障害者保健福祉手帳**

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障害の程度により 1 級から 3 級がある。

▶ **成年後見制度**

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結ぶ）と法定後見制度（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の二つがある。

● **【た行】**

▶ **地域活動支援センター**

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

▶ **地域自立支援協議会**

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とするもの。

▶ **地域包括ケアシステム**

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことをいう。

【は行】

▶ **バリアフリー**

障害者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差等、物理的障壁の除去はもとより、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

▶ **ピアサポート**

Peer Support（対等な支援）

障害者が、当事者主体でお互いに助け合うことにより自立していくこと。

【や行】

▶ **要約筆記**

聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

【ら行】

▶ **療育手帳**

知的障害児および知的障害者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。

2 鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、鳥栖市障害福祉計画及び鳥栖市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、鳥栖市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 公共団体等の代表者
- (6) 市民の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

3 鳥栖市障害者福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者福祉の総合的かつ効果的な推進を図り、また本市障害者福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。)の策定及び策定後の計画的推進のため、鳥栖市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画の立案・策定、推進に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する情報の収集、調査、研究に関すること。
- (3) その他障害者福祉の向上に関する施策等に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、健康福祉みらい部長がその職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、市長が必要と認めるときは、職員のうちから、別に委員を任命することができる。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に施策の審議、検討及び調整を行うために、障害者福祉推進会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、健康福祉みらい部長をもって充て会務を総理する。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。

(作業部会)

第6条 推進会議に、障害者福祉計画に関し必要な事項を分掌させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会について、必要な事項については会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、高齢障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1

副市長 政策部長 総務部長 健康福祉みらい部長 スポーツ文化部長 市民環境部長 経済部長 建設部長 教育部長
--

別表第2

健康福祉みらい部長 総合政策課長 総務課長 地域福祉課長 こども育成課長 健康増進課長 スポーツ振興課長 市民協働推進課長 商工振興課長 建設課長 維持管理課長 都市計画課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

鳥栖市障害福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画策定第7期委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

小区分	団体名	役職名	氏名
学識経験者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	相談役	◎田代 勝良
	九州龍谷短期大学	副学長	鬼塚 良太郎
	佐賀女子短期大学	准教授	前山 由香里
保健医療団体の 代表者	医療法人 光風会 光風会病院	医療相談 課長	小森 拓也
障害者団体の 代表者	鳥栖市身障者福祉協会	鳥栖北支部 理事	藤井 美佐枝
	鳥栖市手をつなぐ育成会	会長	○牧崎 茂
	あけぼの会	会長	大隈 キヨ子
福祉施設の 代表者	社会福祉法人 若楠 グリーンファーム山浦	園長	高崎 知洋
	社会福祉法人 あさひ会 朝日山学園	管理者	橋口 太
	特定非営利活動法人 総合相談 支援センター キャッチ	統括管理者	江見 恵子
	特定非営利活動法人 しょうがい 生活支援の会 すみか	代表理事	芹田 洋志
市民の代表者	鳥栖市区長連合会	会長代理	中原 秀満
	鳥栖市民生委員児童委員連絡 協議会	基里地区 会長	西山 泰博
公共団体等の 代表者	鳥栖公共職業安定所	統括職業 指導官	石川 千秋
	鳥栖保健福祉事務所	健康推進 課長	田中 律子
	鳥栖基山地区小中学校校長会	鳥栖西中学校 校長	日吉 敬子
	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	主査	原口 千幸

鳥栖市障害福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画策定の経過

内 容	
○5.8.17	第1回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・計画の趣旨、策定の方法、スケジュール等について説明
○5.8.31	第1回障害福祉計画等策定委員会 ・計画の趣旨、策定の方法、スケジュール等について説明
○5.11.13	第2回幹事会 開催 ・第7期鳥栖市障害者福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画（素案）について説明
○5.11.20	第2回推進会議 開催 ・第7期鳥栖市障害者福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画（素案）について説明
○5.11.30	第2回鳥栖市障害福祉計画等策定委員会 ・第7期鳥栖市障害者福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画（素案）について説明
○6.2.14	第3回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・第7期鳥栖市障害者福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画（最終案）について説明
○6.2.28	第3回推進会議開催（推進会議、幹事会合同） ・第7期鳥栖市障害者福祉計画及び第3期鳥栖市障害児福祉計画（最終案）について説明

第7期鳥栖市障害福祉計画・
第3期鳥栖市障害児福祉計画

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地
鳥栖市 健康福祉みらい部 高齢障害福祉課
障害者支援係
電話番号 0942-85-3642
e-mail ks-fukushi@city.tosu.lg.jp
